

## 草加八潮消防組合 A E D 貸出事務処理要領

平成 2 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、草加八潮消防組合（以下「組合」という。）の管轄内で行われる行事等  
に際し、突然の心肺停止状態に陥った際の救命活動に備えるため、組合が所有する自動  
体外式除細動器（以下「A E D」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるも  
のとする。

(貸出対象)

第 2 条 A E D の貸出し対象は、次のとおりとする。

- (1) 組合の管轄内において開催されるスポーツ競技、講習会その他の行事において、医  
療従事者、消防職員又は普通救命講習 I 以上の講習を修了した者（受講日から 3 年以内  
に限る。）のうちいずれかのもを開催期間中、当該場所に配置している場合
- (2) 組合管轄内に設置されている A E D が、故障等の事由により一時的に使用できない  
状態にあり代替用を必要とする場合
- (3) その他消防署長が認める場合

(貸出受付)

第 3 条 貸出しの受付を行う場所は、草加消防署及び八潮消防署とする。

(貸出期間)

第 4 条 A E D の貸出期間は、貸出しをした日から起算して 3 日以内とする。ただし、消防  
長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出申請)

第 5 条 A E D を借りようとする者（以下「借用者」という。）は、借入を受ける日の 2 か  
月前から 7 日前までの間に、A E D 借入申請書（様式第 1 号）を消防長に提出しなければ  
ならない。

(貸出の決定及び通知)

第 6 条 消防長は、前条に規定する A E D 借入申請書の提出を受けた場合には、目的、期間、  
台数等を審査の上、貸し出しの可否を決定するものとする。

2 消防長は、前号に規定する決定をした場合には、A E D 貸出承認・非承認通知書（様式  
第 2 号）により借用者に通知するものとする。

(貸出)

第 7 条 借用者は、借受の際、消防職員とともに A E D の点検を行い、A E D 借入時確認書  
（様式第 3 号）を提出するものとする。

(費用負担)

第8条 AEDの貸出に要する費用は、無料とする。

(禁止事項)

第9条 使用者は、次に該当する行為をしてはならない。

- (1) AEDを乱雑に取り扱うこと。
- (2) AEDを使用目的以外に使用すること。
- (3) AEDを営利目的として使用すること。
- (4) AEDを第三者に転貸又は譲渡すること。

(返却)

第10条 借用者は、指定する日までにAEDを返却するものとする。

2 借用者は、消防職員とともに返却したAEDの点検を行い、AED返却時確認書(第4号様式)を提出するものとする。

(使用報告)

第11条 借用者は、実際にAEDを使用した場合には、AED使用報告書(第5号様式)を提出するものとする。

(損害賠償)

第12条 借用者は、AEDを故意又は過失により故障、破損、若しくは紛失させた場合には、AED破損・紛失等報告書(第6号様式)により遅滞なくその旨を消防長に報告するとともに、借用者の負担においてこれを補償し、又は修理の上返却するものとする。

2 前項に規定する場合において、AEDを原状に回復しないで返還したときは、消防長は借用者に対して当該回復に必要な費用を求めることができる。

(特例)

第13条 消防長は、やむを得ない事由により、AEDを貸出できなくなった場合には、貸出承認後であっても、当該承認を取り消すことができる。

2 消防長は、第10条に違反した場合又は特に必要と認めた場合には、貸出期間中であっても返還を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸し出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。